記者発表資料

解禁：取締り実施後

平成２８年９月　９日
国土交通省東北地方整備局
酒田河川国道事務所

# ～特殊車両について合同で指導・取締りを実施～

特殊車両の通行について、道路構造の保全と交通の危険防止及び運送事業の適正な実施を図るため、酒田警察署、山形運輸支局、酒田河川国道事務所により、合同で指導取締りを実施します。

トラック運送事業は、国内物流の基幹産業として、経済活動や国民生活に必要不可欠な物資輸送を担い、我が国の経済社会の発展に大きく係わっています。また、国際貨物輸送の増加に伴い、大型トレーラー等の特殊車両の通行も増大しています。しかし、重量・寸法超過車両は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど、道路に悪影響を及ぼす他、時には重大な事故を引き起こし、社会経済活動に多大な影響を与えています。このため、道路構造の保全、交通の危険防止、及び運送事業の適正な実施を図ることを目的に、関係機関合同で指導取締りを実施します。

取締日時：平成２８年９月３０日(金)　１３時３０分～１６時３０分
注）天候等の事情により中止となる場合がございますのでご了承願います。

取締場所：菅里検測所（一般国道７号遊佐町菅里地内）

◇留意事項◇
取締り予定の報道解禁は、取締日の１７時以降とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

・前回の指導・取り締まり結果
実 施 日：平成２８年７月８日(金)　１３時３０分～１６時３０分
取締り結果

| | |
|---|---|
| 対象特殊車両 | ４台 |
| 違反車両 | ２台 |
| 違反内訳 | 無許可 |
| 違反車両に対する措置 | 警告書発出 |

《発表記者会　酒田記者クラブ　鶴岡記者会》

問い合わせ先

国土交通省　酒田河川国道事務所
道路管理課長　田村　正樹　TEL　0234-27-3331（代）
酒田国道維持出張所長　伊藤　正樹　TEL　0234-34-2331

参考資料



# 重量オーバーは道路に負担をかけています！

## 大きな車、重量のある車を通行させる場合には許可が必要です


**国土交通省　酒田河川国道事務所**

〒998-0011
山形県酒田市上安町1-2-1
TEL 0234-27-3331

ホームページ
http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/
e-mail sakata@thr.mlit.go.jp


## 道路が傷ついています

大型の特殊車両は、法令により道路管理者の許可を受けて通行しなければなりません




### 正しい基準を守りましょう

**これらの基準のうちひとつでも超えると、「特殊車両」です。**

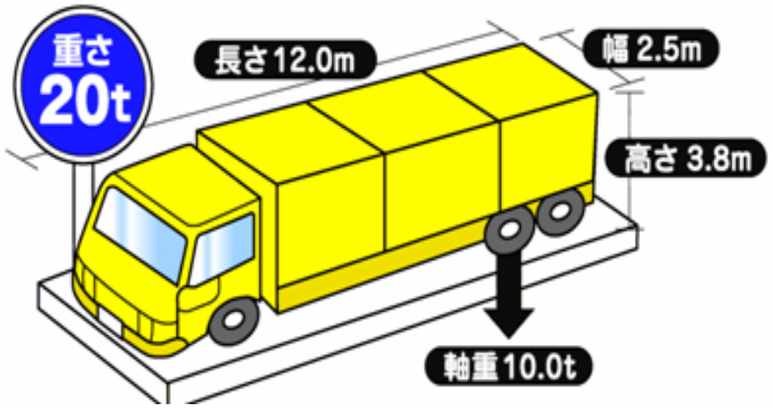


## 建設機械の搬送は充分にご注意ください！

歩道橋の高さは4.5m　まさか、ぶつかるはずがない・・
でも、実際に衝突事故は起きています。

歩道橋が損傷したため歩行者が通行できず迷惑をかける事になりました。

走り出す前にもう一度、高さの確認をお願いします。

### その高さは、本当に大丈夫ですか？

重機を搬送する際は
機械のアームを安全な高さにおさめてから走行しましょう！

一般車両の高さ制限は3.8m
これを超える車両は、
通行に許可が必要です。




安全確認！何度でも！

参考資料

【事例】

# 特殊車両が関係した重大事故

東北地整管内

○平成２３年６月発生

重量物運搬用セミトレーラーが、２車線トンネル内部で積載物を落下。
対向車のドライバーが負傷。約6時間全面通行止め。

▼事故状況▼



▼通行止め状況▼




▼事故原因車両▼



無許可車両



当該車両は、特殊車両通行許可を取得せずに、道路を走行中事故をおこした。

社会的影響が大





**○平成24年6月発生**
**セミトレーラーが反対車線にはみ出し、歩道橋の階段部分に衝突**

国土交通省 東北地方整備局

## 特殊車両の通行について　（参考）

# 違反者の名称や違反内容の公表を開始します

平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締り要領」の一部改正が行われ、平成25年3月1日より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに又は許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。

## ➢重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

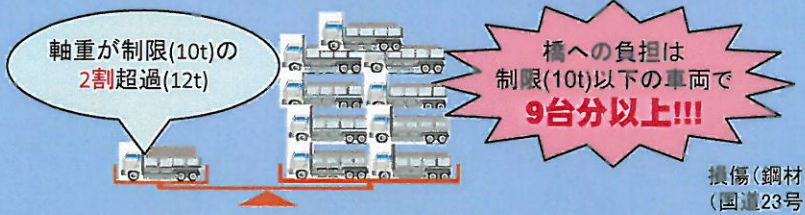




損傷（鋼材破断）の実例→
（国道23号 木曽川大橋）

## ➢下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

| | 道路の構造による限度（車両制限令等） |
|---|---|
| 長さ | 走行（連結・積載）状態で12m<br>※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。 |
| 幅 | 積載状態で2．5m |
| 高さ | 積載状態で3．8m<br>（一部道路では4．1m） |
| 総重量<br>（車＋乗員＋荷物） | 積載状態で20t<br>（一部道路では車両の構造に応じて最大25t） |
| 軸重 | 積載状態で最大10t |

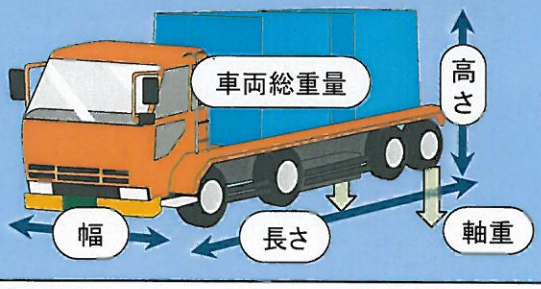


【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

## ➢「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- 車両を通行させようとする者（運送事業者、荷主等）が申請しなければなりません。
- 道路管理者（国、都道府県、市町村等）は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で一括して手続き（他の道路管理者との協議を含む。）を行っています。
- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
（※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。）

➢インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

**【ご理解下さい】** 申請から許可まで、各道路管理者による確認のために時間を要します。
重量物や長大物の輸送依頼の際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。

**【ご注意下さい】** 許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。
これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。（道路法第102条第1号）

【問い合わせ先】 東北地方整備局道路部交通対策課（TEL022-225-2171(代)）